年	組	氏名
	719114	

保 護 者 様

静岡県立静岡商業高等学校長

学校における感染症予防による出席停止のお知らせ

あなたは、感染症に罹っており、またはその疑いがありますのでお知らせ致します。つきましては、学校保健安全 法第19条の規定により、出席を停止します。

なお、登校するにあたっては、医師の診断を受け、下記登校許可証明書に記入をしていただき、HR担任に提出してください。

問い合わせ:保健室 (1054-255-6241)

登校許可証明書

該当する疾病名に○印をつけてください。

分類	傷病名	出席停止期間	
第1種	第1種感染症[治癒するまで	
	インフルエンザ()型	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失する、または5日間の適正な抗菌剤による 治療が終了するまで	
	麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで	
第	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間 を経過し、かつ全身状態が良好となるまで	
2	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで	
種	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第 3 種	溶連菌感染症	- 医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	マイコプラズマ感染症		
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)		
	その他の感染症[]		

上記疾病により加療中でしたが、感染の恐れがない、または少ないめ、登校可能と認めます。

 出席停止期間
 : 西暦
 年
 月
 日
 日
 日

 病院及び医師名